

水道局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和2年8月25日夜、JR菊名駅において女性を盗撮したとして神奈川県迷惑行為防止条例違反の疑いで逮捕されました。

※本件については、令和2年8月26日に記者発表しています。

2 経過

令和2年8月25日	逮捕
9月28日	不起訴処分

3 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
水道局	事務職員	20代	停職2箇月

※本処分については、令和2年10月15日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先

水道局人事課 Tel 045-671-3110